

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

木古内町では、児童手当に準じた所得制限を撤廃し、18歳（高校3年生）までの児童を養育する方へ10万円を現金で一括支給します。なお、公務員児童手当受給者また高校生のみのお子さんを養育している方の情報を把握できないことから、子育て世帯への臨時特別給付金を受給するためには申請が必要です。

また、木古内町に単身赴任等で居住していて、町外別居により18歳（高校3年生）までの児童を養育している方についてはお手数ですが、お申し出くださるようお願いいたします。

なお、町から児童手当を受給している方及び既に申請いただいた方については支給済みです。

### ■支給対象者

以下の①～④に該当する方

- ①令和3年9月分の児童手当を町から受給している方
- ②令和3年9月30日時点において高校生相当の年齢のお子さんを養育している方
- ③令和3年9月30日時点において高校生相当の年齢の者が入所している施設等の設置者
- ④令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児を養育している方

### ■給付額

対象児童1人につき 10万円

### ■申請方法

令和3年9月30日時点で住民票のある市区町村への申請が必要となります。

#### ①申請書

（町で把握してる申請が必要な方へは12月上旬に郵送しています。令和3年12月以降に新生児を養育している方、単身赴任等により別居監護している児童がいる方はお申し出ください）

#### ②振込先口座の通帳の写し

### ■申請期限

令和4年3月31日までに役場町民課住民グループ福祉年金担当までご提出ください。

### ■お問い合わせ

町民課町民グループ ☎01392-2-3131

## 年金事務相談所の開設について

日本年金機構函館年金事務所の出張相談所が知内町役場に開設されます。

国民年金や厚生年金に関すること、日本年金機構からの通知に関すること、年金を受給されている方などの相談をお受けいたします。

相談は事前予約が必要です。年金相談を希望される方は2月4日（金）までに役場町民課住民グループ福祉年金担当までご連絡ください。

■日 時 2月10日（木）10時00分から15時00分

■場 所 知内町役場 2階第3会議室

■予約先 木古内町役場町民課住民グループ（福祉年金担当）

☎01392-2-3131

## 訂正記事

広報きこない1月号に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正します。

・3ページ

「議長年頭のあいさつ」の記事（3ページ下段）

誤) 念頭 正) 年頭